

(6) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例

認定歴史的風致維持向上計画に歴史的風致の維持及び向上のため無電柱化を図ることが必要として定められた道路について、道路管理者は電線共同溝を整備すべき道路として指定することができることとする。

■ 高山市
歴史的町並み再生事業(下二大新無電柱化)



整備前



整備イメージ

(7) 歴史的風致維持向上地区計画制度の創設

地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品等の物品の販売を主たる目的とする店舗等の建築物等のうち歴史的風致の維持及び向上のため整備をすべき用途の建築物等の整備に関し、都市計画における用途地域による用途制限等の緩和を認める新たな地区計画制度を創設する。

【歴史的な建造物の維持に係る主な課題】

- ・住みやすさ等の点で制約が多い
→ 喪失、空き家の増加。
- ・住民等の生活や生業の成立に裏付けられる持続性の担保。



【歴史的風致維持向上地区計画制度】

- ・用途制限等を緩和し、歴史的な建造物の利活用が可能。

例) 店舗、飲食店、宿泊施設 等

■ 嘉雲亭(榎原市)



- ・町家を活用した宿泊施設。
- ・重要伝統的建造物群保存地区で第一種中高層住居専用地域に立地しているが、地元の意見を聞き、市長が許可した。

■ まちやガーデン伊賀(伊賀市)



- 町家を活用した飲食店、ギャラリー、ショップなどの複合店舗。
- 平成18年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業(経済産業省)プロジェクト。

(7) 歴史的風致維持向上地区計画制度の創設

地域の歴史及び伝統を活かした物品の販売や料理の提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建築物等について、用途制限の特例によりその立地を可能とする新たな地区計画制度(歴史的風致維持向上地区計画制度)を創設する。

(歴史的な建造物の現状)

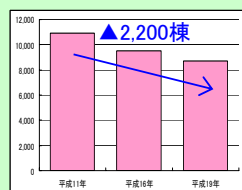
➤歴史的な建造物の喪失

- ・金沢市のまちなかでは、8年間に約20%の歴史的な建造物が喪失

➤歴史的な建造物の管理の難しさ

- ・歴史的な建造物の管理には、多くの手間や費用
- ・第1種低層住居専用地域等の指定による厳しい用途の制限

(Ex. 第1種低層住居専用地域では、住宅以外はほとんど立地不可。)



建築物の利活用が難しく、
保全が困難

町家が壊され空き地に。



歴史的風致維持向上地区計画の都市計画決定

土地利用の基本方針を定め、

①地域の歴史的風致にふさわしい用途

(例: 地域の工芸品を販売する店舗、郷土料理を提供する飲食店、地域の工芸品を製造する工房 等)

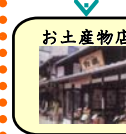
②規模、形態意匠に関する事項 (歴史的まちなみに調和した形状の建築物の整備を確保)

③上記の建築物の建築を認める区域を設定。

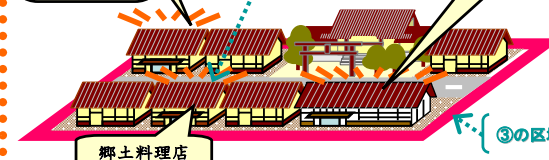
～用途地域による制限に関わらず、①～③を満たす建築物の建築が可能に～

(歴史的な建築物を利活用し、新たな担い手等により地域を活性化)

①の歴史的風致にふさわしい用途



②で定める規模、形態意匠



57

3. 事業制度

(1) 歴史的環境形成総合支援事業の創設

魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域活性化を図るため、景観形成総合支援事業を景観・歴史的環境形成総合支援事業に再編し、歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。

【平成20年度政府予算案 国費730百万円】

○対象地域

市町村が作成し、国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点区域(仮称)の区域

○事業主体

- ・地方公共団体
(都道府県に対しては都道府県の管理施設を対象とする場所に限る)
- ・市町村を構成員に含む法廷協議会
- ・民間団体・個人
(市町村を通じた間接補助を実施)

○補助率

- ・コア事業 総事業費の1/2以内
- ・附帯事業 総事業費の1/3以内
間接補助については、
コア事業及び附帯事業ともに、総事業費の1/3以内において、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内

コア事業

- I. 歴史的風致形成建造物(仮称)の復原、修繕、買収又は移設

附帯事業

- II. 歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点区域(仮称)の区域における周辺施設の整備
 1. 歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善
 2. 歴史的風致形成建造物(仮称)等の活用を促進するための施設の整備
- III. 歴史的風致形成建造物(仮称)等の活用に係るソフト事業



58

(2) 都市公園事業の拡充

地域の歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を推進する。

- 補助対象者 : 地方公共団体 (直接補助)
 : 歴史的風致維持向上支援法人(仮称) (間接補助)
 ○補助率 : 用地1/3、施設1/2

○補助対象施設の追加

■ 国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画(仮称)に基づき、歴史的に重要な施設として整備される城址・古墳・建造物について補助対象施設に追加

<現行>

復原する施設については、門、塀、休憩所、体験学習施設など補助対象施設として整備



<拡充>

国の認定した計画に基づいた歴史的重要な施設については、補助対象に位置づけ、良質な歴史的ストックとなる施設整備を促進



○事業主体の追加

■ 国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画(仮称)に基づき、歴史的に重要な施設を設置する場合に、公園管理者以外の地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人(仮称)に補助を行う

■ 金沢城公園「菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓」 (金沢市)

- ・ 体験学習施設として整備され、金沢の新しい顔として地域活性化に効果

59

(3) 都市再生区画整理事業の拡充

歴史的資産を活かした市街地整備の推進

○拡充内容

既成市街地において失われつつある伝統的建築物等の歴史的資産を活かしたまちなみ形成を推進する。

- ①「歴史的風致維持向上計画(仮称)」に基づく土地区画整理事業地区を重点地区に追加する。
- ②「歴史的風致維持向上計画(仮称)」の方針に基づき整備する場合、歴史的まちなみ形成に資する建築物等の従前建築物等の移転補償費を補助限度額の積算対象に追加する。

○事業概要

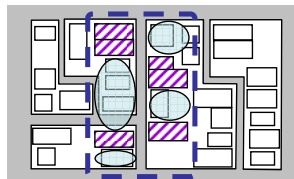
要件	補助率	補助限度額	補助対象
・DIDに係る地区(重点地区については将来DIDに見込まれる区域を含む) ・都市計画マスタープラン等に位置づけ ・施行前の公共用地率が15%未満(幹線道路等を除く) ・(指定容積率/100)を乗じた施行面積が原則2ha以上等	・一般地区 1/3 ・重点地区(密集市街地、拠点市街地等) 1/2	・公共用地増分の用地費 ・公共施設整備費 ・公益施設等用地上の従前建築物の移転補償費等	・公共施設整備費 ・移転移設費 ・供給処理施設整備費等

<歴史的資産を活かした区画整理事業のイメージ>

【施行前】



歴史的資産

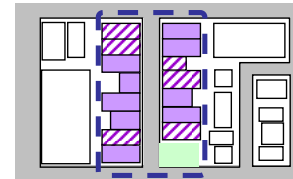


- : 地域の歴史的資産(町家など)
- : 歴史的資産を活かしたまちなみ形成に資する建築物等
- : 歴史的資産を活かしたまちなみ形成に資する建築物等の移転先

【施行後】



周囲と調和するように建てられた建築物



歴史的建築物等の周辺に建つ建築物が歴史的建築物等と調和するよう地権者の土地利用方針に配慮しつつ換地することが効果的

(4) 都市交通システム整備事業の拡充

【拡充内容】

歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりにおいては、交通体系のあり方を十分考慮していくことが必要である。そこで、こうしたまちづくりにおいて、安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担を目的とした都市の交通システムの整備を図り、安全・快適な歩行者等の移動空間が確保された交通体系の構築を推進していく。

○整備地区要件

：国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画（仮称）」の重点区域（仮称）の区域（区域内で整備される施設等と密接に関連して区域外で整備される施設を含む）を追加（今回拡充）

○補助対象者

：地方公共団体、法律に基づく協議会、都市再生機構（直接補助）
：第3セクター、NPO、民間事業者等（間接補助）

○補助率：1／3以内

歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりにおける都市の交通システムの整備イメージ



61

(5) まちづくり交付金事業の拡充

次世代に継承すべき歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するため、市町村が策定し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画（仮称）」に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合について、まちづくり交付金の基幹事業に古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等を追加する。



○事業主体：市町村、NPO法人（間接）等

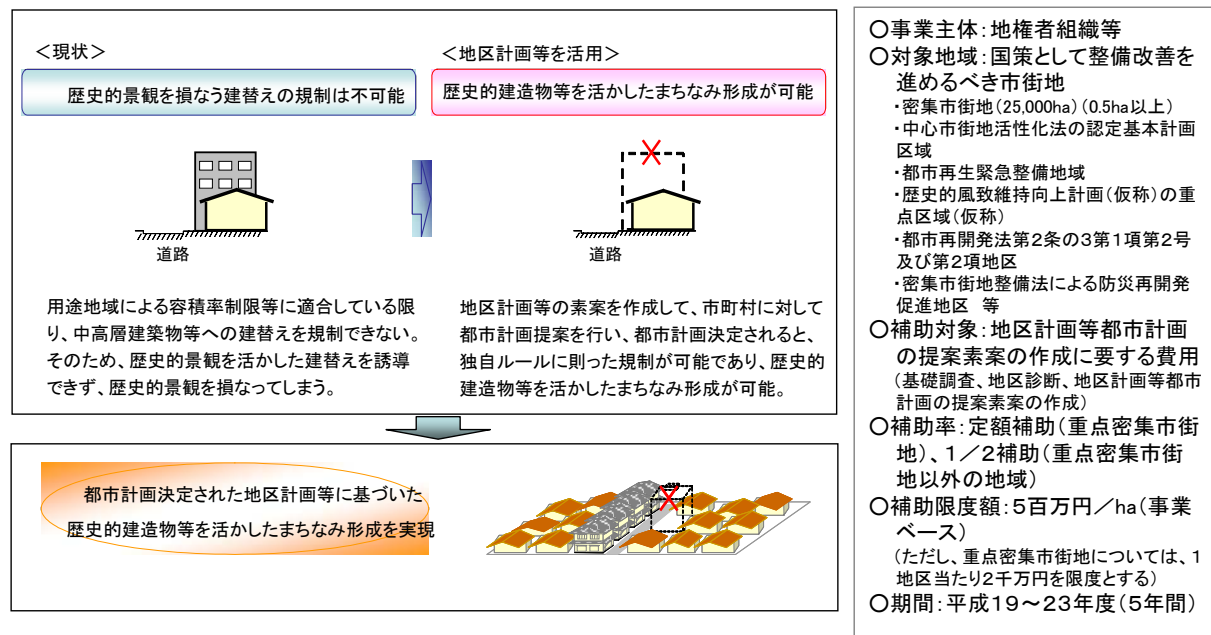
○交付率：事業費に対して概ね4割（交付金の額は一定の算定方法により算出）

62

(6) まちづくり計画策定担い手支援事業の拡充

◆補助対象地域の追加

国策として整備改善を進めるべき市街地である歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点区域(仮称)を対象地域に追加。



63

(7) 景観形成総合支援事業の拡充

景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援し、景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。



64

(8) 街なみ環境整備事業の拡充

【背景·目的】

- ・歴史的風致形成建造物等の保全・活用を支援することにより、良好な街なみの維持・再生を推進する。

【概要】

①区域の追加

- ・街なみ環境整備促進区域の対象に、歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点地区の区域を追加する。

②事業主体の追加

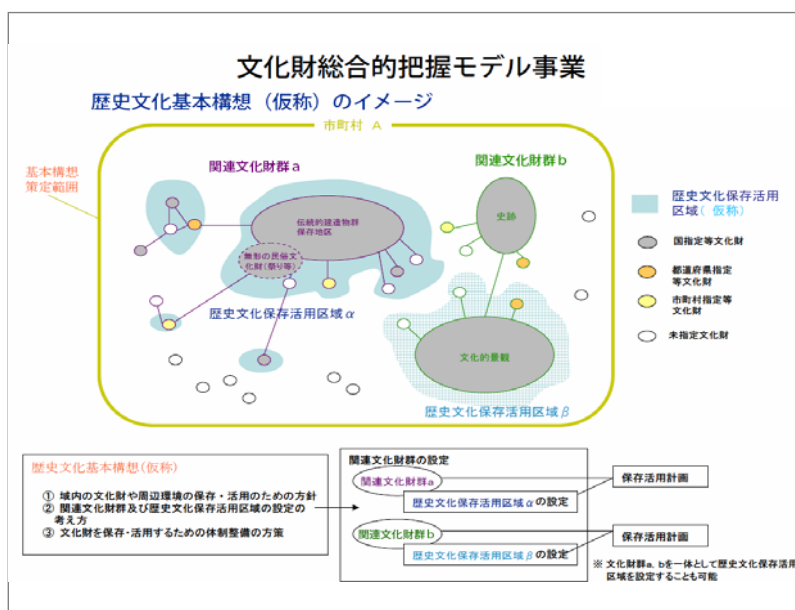
- ・事業主体に市町村を構成員に含む法定協議会を追加する。

③補助対象の追加

- ・補助対象に次の費用等を追加する。
 - ・歴史的風致形成建造物(仮称)の買取費、移設費、修理費、復原費 (補助率: 1/2)
 - ・景観重要建造物の買取費、移設費、修理費 (補助率: 1/3)

(9)文化財総合的把握モデル事業の創設（文化庁）

平成19年10月の文化審議会文化財分科会企画調査会報告書において、国は、市町村が文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用するための方針(「歴史文化基本構想」)を策定するための指針を提示すること等が提言された。これを踏まえ、指針を策定するに当たっての課題を明らかにするため、複数の市町村にモデル事業を委託する。



- 事業主体：地方公共団体
- 対象地域：公募により選定されるモデル事業実施市町村（15市町村）
- 事業の内容
 - ：「歴史文化基本構想（仮称）」の策定のための内容検討のワークショップの開催
 - ：域内に存する文化財の悉皆調査
 - ：「歴史文化基本構想（仮称）」の策定
 - ：地域住民に対する文化財への意識向上のための講演会の開催

○平成20年度予算:152百万円

(10) 農山漁村(ふるさと)地域力発掘支援モデル事業の創設 (農林水産省)

地域住民、都市住民、NPO、企業等の多様な主体を地域づくりの新たな担い手として捉え、これらの協働により、農山漁村の伝統文化等の有形無形の資源からなる「農山漁村生活空間」を保全・活用するモデル的な取組を直接支援する。

【目的】	本事業の位置付け	○平成20年度予算:1,110百万円 ○補助率:定額補助 ○事業主体:地域協議会、民間団体
	農山漁村における豊かな人のつながりの維持・再生	
【ポイント】	農山漁村に住む人たちのつながりを維持・再生し、地域自ら考え活動する力によって、農山漁村の持続的な発展の基礎をなす「農山漁村生活空間」や「地域資源」を適切に維持・保全・活用するための取組を支援する。	
【内容】	1. 農山漁村生活空間の保全・活用	
	◇「農山漁村(ふるさと)地域力発掘支援モデル事業」	
	2. 農地・水・環境保全向上対策の推進	
	◇「農地・水・環境保全向上対策」	
	3. 地域資源の保全に向けた新たな政策手法の展開	
	◇「ストックマネジメント技術高度化事業(公共)」	
	◇「基幹水利施設ストックマネジメント事業(公共)」	

67

(11) 地域用水環境整備事業の継続 (農林水産省)

歴史的風致の形成に寄与している農業用排水施設の補修等を支援する

【主旨】 我が国の農村社会においては、農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活、防火、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全、地下水の安定など地域用水機能を有している。 このような地域用水機能は、国民の価値観の変化や農村地域における混住化等の進展によって、地域住民への憩いと安らぎの空間の提供等その一層の発揮が求められてきているが、一方、近年の構造政策の進展や農村の混住化の進展等は、集落による施設管理機能の低下や水質の悪化等を招き、地域用水機能の発揮を阻害しつつある。 このため、地域用水を核とした農業水利の多面的機能を発揮させるための総合支援対策として、これらの機能の維持・増進に係わる事業を整理・統合し、平成19年度より地域用水環境事業として実施。	○事業主体:都道府県(歴史施設保全型) ○補助率:50%、ただし沖縄にあつては75%(歴史施設保全型)
【事業内容】	
○地域用水環境整備型	
農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るために必要となる以下の整備を実施。	
親水・景観保全施設	生態系保全施設
地域防災施設	
渇水対策施設	利用保全施設
地域用水機能増進施設	特認施設
○歴史的施設保全型	
国の登録文化財等、文化財として価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施	
(H19年度資料を元に作成)	

68

4. 税制度

(1) 所得税、法人税等の1500万円控除

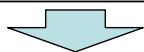
市町村が策定し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画（仮称）」に定められた重点区域における公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人（仮称）※に譲渡する場合の特例措置を創設する。

※歴史的風致維持向上支援法人

：市町村長が指定する公益法人又はNPO法人
（税制特例対象は公益法人のみ）

【平成20年度税制改正事項】

歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりの推進に係る特例措置の創設



○所得税、法人税等
1,500万円特別控除



〈公共・公用施設整備のイメージ〉

歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりに資する歴史的建造物と一体となった歴史情緒ある小広場の整備